

令和7年度 大津市男女共同参画センター面接相談業務仕様書

1 業務名

大津市男女共同参画センター面接相談業務

2 業務の目的

男女の固定的役割分担意識から生じる問題で悩む人や配偶者等からの暴力など性差に起因した困難を抱える人が、一人で悩むことなく安心して相談することで、相談者自身が自らの力で悩みや問題を解決していくことができるように、男女共同参画の視点によるカウンセリング技法を備えた相談員による相談を通じて支援を行い、自立や社会参画等を促すことを目的とする。

3 業務期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

4 業務場所

(1) 面接相談

大津市男女共同参画センター相談室

(滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津1階)

5 相談員

男女共同参画に関する必要な知識を有し、相談業務の実務経験を1年以上有する者又は臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者とする。

6 業務内容

(1) 面接相談

相談内容

一人一人が自分らしく生きる上で、家庭、職場、日常生活、人間関係、健康等の多様な悩み、生きづらさに対して、男女共同参画の視点でカウンセリングの技法を備え、相談者の気持ちを受け止め、心理的サポートをしながら社会資源の情報提供、様々な選択肢を提案し、相談者が自己決定できるよう支援する。

また、DV被害等の緊急を要する相談においては、本市における関係所属等と連携し、迅速に対応する。

方法

本市男女共同参画センター相談室において、相談員 1 人以上で、あらかじめ本市職員が予約を受け付けた相談者の相談に対応する。

相談日時

毎週月曜日 13 時から 16 時まで

毎週金曜日 9 時 30 分から 12 時 30 分まで

ただし、当センターの休館日を除く。休館日は次のとおり。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

なお、年間の相談実施回数は、毎週月曜日 35 回、毎週金曜日 41 回、計 76 回を予定している。

一人当たりの相談時間

原則として 50 分以内とする。

（３）相談記録（日報／様式 1、及び月報／様式 2）の作成及び報告

受託者は、相談ごとに本市が指定する様式で相談記録（日報／様式 1）を作成し、相談日翌日までに委託者へ報告する。

月ごとに相談件数等を取りまとめ（月報／様式 2）委託者へ提出すること。

その他、必要に応じて委託者へ報告すること。

（４）情報収集及び提供

受託者は、適切な情報提供や他機関を紹介するため、資料の収集、整理に努めるものとする。

（５）他機関との協力、連携

継続して支援を行うことが必要と認められる場合には、必要に応じて適切な機関を紹介するなど協力及び連携を図るものとする。

7 相談費用

相談費用は無料とする。ただし、特段の事情により、面接相談が電話相談に変更となった場合における電話料金は相談者が負担する。

8 その他

委託料には、相談に係る経費、報告（日報、月報）に係る経費、旅費等、実施に係る全ての経費を含むものとする。